

第 1017 回 高知市教育委員会 4 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 4 月 30 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第 20 号 高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正について
- 日程第 3 市教委第 21 号 高知市教育委員会事務専決規程の制定について
- 日程第 4 市教委第 22 号 平成 20 年度高知市立中学校における学力向上構想について
—「授業改革元年」の取り組み—
- 日程第 5 市教委第 23 号 学校給食調理業務の民間委託について

報告

- ・ 新堀小学校・追手前小学校・市教委との打合せ会について
- ・ 放課後児童クラブ待機児童解消対策について
- ・ 感染性胃腸炎（ノロウイルス）の集団発生事例について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	吉 川 明 男
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	青少年課長	山 川 瑞 代
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	松 下 整
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 4 月 30 日（水） 午後 4 時 04 分～午後 5 時 51 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 04 分

澤田委員長

ただいまから、第 1017 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

まず、日程第 2 市教委第 20 号高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正について、日程第 3 市教委第 21 号高知市教育委員会事務専決規程の制定については、内容が関連するものですので、一括して審議いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

総務課長

個別の議案のご説明に入ります前に、今回の規程の整備全般についてご説明させていただきたいと思っております。このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育委員会から教育長に委任することができなくなった事務が、法 26 条 2 項に明示されたことに対応するものでございます。お手元に配布させていただいております 2 枚綴りの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正への対応について」という資料をご覧くださいと思います。

その 1 ページをご覧くださいと思います。法の改正の内容でございますが、改正前は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することができるとされ、委任の内容は教育委員会の裁量で決定し、委任できない事務を教育委員会規則で 14 項目定めておりました。今回の改正では、教育長に委任できることに変更はございませんが、委任してはいけない事務として 6 項目が法定化されました。その内容がこの資料の 1 ページ中段の枠で囲んだ部分に書いておりますのでご覧くださいと思います。この 6 項目が法定化されたということで、現在、教育委員会規則に定めております委任しないこととしている事務に新たに次の 3 項目を追加する必要が出てまいりました。

一つ目は、教育委員会規則以外の規程の制定、改廃に関することです。現在の規則以外に、その他の規程を追加する必要が出てまいりました。二つ目は、教育委員会事務局、教育機関の課長級以外の職員の任免等人事に関すること。現在の所課長以外のその他の職員、臨時職員であるとか、非常勤の特別職でありますとか、それらの職員を追加する必要が出てまいりました。三つ目は、教育委員会に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること、これは全く新規に追加されたものでございます。

これらの委任することができない事務の一つとして、先ほど説明いたしました一つ目の教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関することが定められたことに対応するため、関係する規程を整備する必要が生じたものでございます。そこで、今後の規程の制定、改廃への対応でございますけれども、このたびの改正内容を忠実に実施するとした場合、教育委員会規則以外のすべての規程を教育委員会で審議、決定しなければならないということになります。

しかしながら、現在、教育長の専決によりまして制定、改廃している規程まで教育委員会で審議するということになりまして、委員会での審議が煩雑を極めるといことにもなりますので、この法の改正の趣旨を踏まえながら、資料の 2 ページ目をご覧くださいと思いますけれども、この 2 ページ目の区分にしたがって、規程の制定、改廃を行ってまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、まず教育委員会規則につきましては、従来どおり委員会でご審議をお願いしたいと思います。規則以外の規程のうち定例又は軽易なものについては、教育委員会から教育長に委

任された事務の範囲内のものと考えておりますが、この定例、軽易なものについては委員会での審議とせず、教育長の専決とさせていただいて、委員会に報告の必要があると判断されるものについてのみ委員会に報告するという取り扱いとさせていただきたいと考えております。

なお、定例、軽易なもの以外については、委員会でご審議をお願いするということになります。

少し説明が逸れますけれども、関連しますので先ほど説明しました二つ目の教育委員会事務局、教育機関の課長級以外の職員の任免等について説明をさせていただきたいと思っております。現在、委員会でご審議いただいておりますのは、次長、課長級の職員の人事に関してでございますけれども、課長級以外の職員としては、臨時職員、非常勤特別職の職員を含みますが、その職員につきましては、委員会での審議とせず、教育長の専決とさせていただいて、委員会への報告が必要と判断されるものについてのみ委員会へ報告するという取り扱いとさせていただきたいと考えております。これらの取り扱いにつきましては、他都市が中核市の対応として調査した取りまとめの内容を私どもも入手しました。その状況を見ますと、多くの市でこのような取り組みをするという状況でございます、それを参考に考えたものでございます。実施時期につきましては、この5月1日からを考えております。

それでは、具体的に規程についてご説明させていただきたいと思っております。日程第2市教委第20号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正について」と、日程第3市教委第21号「高知市教育委員会事務専決規程の制定について」を一括してご説明させていただきたいと思っております。日程第2市教委第20号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正について」でございます。議案書の2ページをご覧くださいと思います。このたびの法改正に伴いまして、事務委任規則の全部を改正したい旨が書かれております。その全文が3ページと4ページでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表がございまして5ページから7ページをご覧くださいと思います。

先ほど説明しました、新たに追加しなければならない三つの事項でございますが、5ページの新しい欄のほうをご覧くださいと思います。第2条第6号の部分と、次のページの11号と15号の三つでございます。そのほかに第3条といたしまして「教育長への委任事務の特例について」、第4条、第5条に「教育長の専決について」、第6条に「教育長への委任事務をさらに教育次長等に委任又は専決させることについて」定めたいと考えております。

続きまして、日程第3「高知市教育委員会事務専決規程の制定について」でございますが、9ページをご覧くださいと思います。先ほど説明いたしました事務委任規則第4条の規定に基づきまして、委員会の権限に属する事務の一部を教育長の専決とする事項を定めたいと考えております。この中の第2条をご覧くださいと思います。三つ定めております。一つ目は、委員会の定める規程のうち定例若しくは軽易なものを制定し、又は改廃すること。二つ目は、委員会関係の告示のうち定例又は軽易なものの告示を行うこと。三つ目は、課長級以外の職員の任免等を行うこと。以上、三つの事項について教育長が専決することとし、委員会に報告の必要があると判断されるもののみ委員会に報告するという取り扱いにさせていただきたいという内容でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

委員会の定めるもののうち定例若しくは軽易なものというのは、どんなものを想定しているんですか。

総務課長

具体的に申しますと、先ほど説明しましたように現在教育長に委任されている範囲の事務の手続き等を定めるものと考えているところです。

溝渕委員

これ表面上は、法律に違反する規程ではないですか——ああそうか、委任と専決とは違うわけですね。

総務課長

現在、規程の中には教育委員会委員長名で出している規程と、教育長名で出している規程の2種類がございます。基本的には、委任するということができなくなりますので、今後、高知市教育長名での制定というのはできなくなります。すべて教育委員会委員長のお名前ですべてさせていただきたいというのが、まず1点目です。ただ、先ほど定例、軽易なものとお申しましたけれども、各種業務を執る上で設置します委員会などの要綱ですとか、補助金を交付するための要綱であるとか、通常、教育長に委任されている事務の個別の内容について、その事務の手続きを定めるような内容のものまで、全てここでご審議をいただくとなると何百という件数が出てまいります。今現在、教育長の専決でやっているそれら全ての上を上げてくるとなると、ここでの審議がたくさんになって、重要案件の審議の時間を割かなければならなくなるということもあると思われまいますので、あくまでも教育長の専決とさせていただきます、教育委員会委員長のお名前でお処理させていただきたいということです。いろんな支払いの手続きも、全て委員会に来ていますが、その執行の決裁は教育長で行い支払っているということもでございます。そういう例からすると、今の現状の範囲で対応をさせていただけないかというところですね。他都市の状況を見ましても、多くの市で同様の対応を考えているようですので、そういう取り扱いでお願いできないかというところです。

澤田委員長

ほかにございませんか。

委員一同

_____【なし】_____

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第20号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正について」並びに市教委第21号「高知市教育委員会事務専決規程の制定について」を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

_____【異議なし】_____

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第20号並びに市教委第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第22号「平成20年度高知市立中学校における学力向上構想について—『授業改革元年』の取り組み—」を議題とします。事務局の説明を求めます。

岡村教育次長

私のほうから簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料A3版で「平成20年度高知市立中学校における学力向上構想について(案)」としてお示ししておりますが、これを見ながらご説明させていただきます。

本年度の教育委員会の重点施策の一つでございます長期欠席・不登校を生じさせない学校づくりと、もう一つはこの授業改革、特に中学校の授業改革につきましてご説明させていただきます。例年実施しております到達度把握調査あるいは昨年度文部科学省が実施しました全国学力学習状況調査の結果を受けまして、本市では平成20年度を授業改革元年と位置付けまして、徹底した授業改革を推進してまいりたいと考えております。

この資料の中央でございます高知市教育委員会の具体的な取り組みについて説明させていただきたいと思っております。その黄色の枠の中に①から⑨までございます。まず①の中学校授業改革のプロジェクトチームの設置についてですが、これは学校教育課の黒瀬副参事を委員長といたしまして、10名の指導主事からなるプロジェクトチームが各中学校に出向きまして、具体的な授業改善の方向を探ってまいりたいと考えております。また同時に、資料の右側の「ア」にある県教育委員会の中学校学力向上推進チームと一緒に共同、連携しながら、課題のある中学校に重点的な支援を行ってまいりたいと考えております。

それから②の中学校に特化した人的支援策でございますが、5月2日付で本市単独の教員補助員と

特別教育支援員 32 名の者を、中学校に重点配置してきたいと考えております。32 名の中には、どうしてもほしいという小学校の校長からの要望を受け入れて、数名の者は小学校にも配置いたしますが、重点的には中学校に配置させていただきたいというふうに考えております。同様に、本年度も放課後の補習授業あるいはチームティーチングに活用するなどの学習チューター約 100 名くらいを雇いたいと考えておりますが、これらも中学校に重点的に派遣する予定でございます。

また、国の新規事業スクールソーシャルワーカー派遣事業を活用いたしまして、これも中学校の拠点校 3 校の城西中学校、南海中学校、朝倉中学校に 1 名ずつ配置いたします。新聞等でも報道されましたけれども 30 人学級の拡大につきましては、現在全学年で実施しております城東中、西部中に加えまして、新たに城北中学校、潮江中学校、旭中学校、横浜中学校の 4 校で 1 年生の 30 人学級が実現しております。

加えまして、元々は国の事業ですが、県教育委員会が委託を受けて行います中学校学力向上対策非常勤講師の配置事業として、6 月 1 日から 1 週間に 10 時間程度の活用が可能ですが、これを各中学校 19 校に 1 名ずつ 19 名を配置し、生徒たちの学力向上あるいは学習習慣の確立に活用してまいりたいと考えております。

③ですが、これは教育研究所による授業改革のための取り組みを行うものでございます。④は、昨年度まで中学校で行っていた課題学習プリント活用事業を、本年度から学習支援システムを活用した事業に移行いたしまして、子どもたちの学力、進度に応じたプリントをコンピュータで取り出してきて実施するものでございます。⑤の家庭学習アンケートの継続実施でございますが、昨年度全国学力学習状況調査におきまして、本市の家庭学習時間が極めて少ないということと、特に平日に家庭学習を全くしないという生徒が全国平均の約 2 倍というふうになっておりますことから、本年度は継続的に 4 月、6 月、10 月、12 月、2 月にアンケートを実施いたしまして、子どもたちの意識や意欲の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、補習につきましては、一番上の高知市立中学校の取り組みというところに各学校が取り組むものの中に、すべての中学校で部活動を週 1 回休むことといたしまして、その時間も含めてできるだけ多くの日に補習を行うことを各中学校にお願いしています。さらに長期の休業中に学力が振るわない生徒全員を対象とした補習を実施するように要請をしているところでございます。このように本年度は、中学校の学力向上につきまして学校現場と教育委員会が連携し、一体となって改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、高知市の課題を少しでも改革するため全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、授業改革の取り組みについてご説明させていただきました。

吉川教育長

大変重要なことでございますので、私の方からも少しご説明させていただきます。

本県、本市の長期欠席・不登校の発生率が非常に高いという問題につきましては、これまでにご報告申し上げてきたところでございます。「不登校を生じさせない学校づくり」というテーマを掲げた大きな理由がそこにあるわけです。しかも、中学校に長期欠席発生率が非常に高いということがございます。これにつきましては、4 年間の取り組みで年々徐々に減少はしてきているのですが、その「不登校を生じさせない学校づくり」の目的は、長期欠席・不登校数を減少させるだけが目的ではございません。要するに、子どもたちが学校に行きたくなる、来たくなるようになっていない、そこに根があるのです。それで、「不登校を生じさせない学校づくり」の目的とは、「どの子にも授業がよく分かる、一人一人の子どもに居場所がある、子どもたちが相互に支え合う、教員の必死の頑張りが要請されるが、教員と子どもとがしっかりと信頼関係で結ばれている」、そういう魅力ある学校づくりをしていくんですよということを、中学校の職員会で職員に要請し、定例校長会では毎回のように申し上げてまいったところでございます。

一方、これも同じなんです、そういうことができていない中学校現場で、この CRT 等の調査で大体そうなるのではないかと予測をしておりましたが、全国学力学習状況調査結果で、まさに本県、本市は最悪の結果となりました。沖縄県がいるのでそれによしとはならんわけです。中位、上位と比

べると数段下の下位グループの学力しか身に付いていないという結果が公表されました。このことは不登校発生率がワースト、学力もワーストという、現在の中学校現場のあり様を象徴的に表しているというしかないと私どもは考えております。中学校教育の改革につきましては、これまでもあちこちで指摘されてきた経過がございます。県教育委員会は、小中連携、就学前教育の重要性、高等学校教育の重要性を訴えているが、中学校教育の日々の取り組みに明らかに問題がある。そこにメスを入れて、そこに特化した県教育委員会としての支援策を講じてくださいと、さまざまな場で要請してきたところです。今回公表されました都道府県ごとの数値から、県教育委員会もこれではだめだ、何か中学校に特化した取り組みをということで、この資料の右にございますが学力向上推進チームの立ち上げをしております。それ以外に中学校にどのような特化した取り組みをするのかにつきましては、7月補正に出していくということになっているようでございます。

私どもは、お預かりしている19校の中学校教育の改革については、昨年度末から準備に入り、平成20年度を「授業改革元年」にしますということをあらかじめ何度も申し上げて、4月を迎えたところです。

先ほど岡村教育次長が申し上げたように、高知市教育委員会は人的支援を中心に、全面的に、組織を挙げて、中学校現場をフォローしていきます。ただ、現在の中学校の授業や生徒指導、学校教育全般に遠慮なく率直に指摘し、改善を求めていきます。人的支援を十分にしながら、共に改革していきましょうということをお願いしてまいっております。

中学校の取り組みの問題は、今の学校教育だけに問題があるわけではありません。20年、30年とどの土地、どの学校でも先輩教員から後輩教員へこういうものなのだ、この程度で良からうといった安易な取り組みがあったらと思っております。その最大のものが、「不登校を生じさせない学校づくり」の冒頭で掲げた、どの子にも分かる、楽しい授業になっているかという点でございます。

教育委員の皆さん方も、小学校の学校訪問に行かれて授業参観され、また中学校の学校訪問に行かれて授業参観されたとき、明らかに違いがあることにお気づきかと思えます。これは授業する相手が小学生と中学生という発達段階が異なるということだけにとどまりません。どうも中学校の教員の中に授業とは教え込むものである、教科書と板書だけ、講義式の授業が中学校の授業であるとの思い込みがあるのではないかと考えております。それで、授業が分かる、楽しくなるわけはございません。教材研究を十分に、さまざまな教具を持ち込んで子ども相互に活発な意見交換がなされる、子どもの思考を促す、1時間の授業で子どもを変えるという不退転の決意を持って取り組む授業であってほしいということで、ここへ切り込んでいきたいと思えます。

2点目が、1時間の授業で30人の子どもがいたとき、その30人すべての子どもに内容をすべて理解させるのは、正直申し上げて困難です。小学校からの遅れもあるでしょうし、家庭での問題も相当持ち込んできておりますから、それはいくら工夫した充実した授業をしても困難であると考えます。どうしても十分に理解できない児童が生じるわけですから、これは誰が考えても放課後の補習に徹底して取り組むべきです。週1回、部活動を休みというのを校長会に投げかけたら、当初は抵抗がありました。本来は全市一斉に同じ曜日の同じ時間を休みにして、当該校の勉強を十分に理解できていない子どもに教員総がかりで補習するという方針を打ち出したかったのですが、どうも体育館とか運動場の調整があるようでございますので、とにかく曜日は異なるが19校がそれぞれ週1回は休みにすることとなりました。

これは、体は休めるけれども頭を休ませるのではありませんよ、ということなんです。その週1回の部活動の休みのときも、学校の教科が遅れているものを全員でローテーションを組んで補習をする。それ以外の空いた時間も補習をする。それから、これまで手控えていたのですが、夏、冬、学年末の休業に「来たければ来なさい」という安易に構えていた傾向にあったと思うのですが、それではいけないと思えます。授業で取りこぼし、補習で取りこぼした状況であと何をするかといえば、長期の休みが絶好のチャンスです。教員の勤務状況も厳しい状況にございますので、年休を夏休みにまとめ取りしてもらふことも必要です。しかし、全員が休むわけではありませんので、すべての教員がローテーションを組んで、計画的に学校全体の教科の遅れのみられる子どもに学校に来てもらう、来たい子

が来なさいではありません。事前に保護者や子どもさんの説得が必要なご家庭もあるでしょうが、遅れのある子どもは原則全員来てもらって、補習をするということです。

それから、高知県の中学校現場の傾向として、宿題をあまり出さないということがあってはならないかと考えております。もちろん出している教員も多くありますが、傾向としては出さない教員の方が多いのではないかと考えます。宿題を出さないし、出しても十分な点検がなされにくい状況がある。やっていなくても許されるという風土があるように思います。ここは、宿題をきちんと出し、出された宿題はちゃんと点検をする。良くできていれば称賛する、できないところは励まして、それで分からないところを分かるようにさせる。私は、この授業、補習、宿題、点検を過重な要請だとは思っておりません。ごく当たり前の、全国的には通常行われている中学校教育——あえて中学校教育と申しますが、その基本となる取り組みに立ち返る。そこで、教員というものは、大変多忙な状況の中でおられますから、一気にこういう要請だけ強めていっても功を奏しないとみております。県教育委員会には人的支援をさらに要請しながら、市の教育委員会としてできる人的支援策についても相当充実させるようにしております。

教育委員さん方にも考えていただきたいと思うのですが、職員室に教員補助員が2人ぐらいいいます。そして学習チューターが5人ぐらいいいます。さらに非常勤講師が1人います。課題校3校には、午後から夜にかけてスクールソーシャルワーカーがいます。2校は30人学級がすべての学年、4校は中学1年が30人学級としています。それ以外のこともずっとしていきます。かなりの人的支援をしながらの話です。

次に、資料に書いてあります家庭学習に関するアンケートの実施を4月、6月、10月、12月、2月と波状的に調査していきます。中学校現場で家庭学習定着への動きが鈍ければ、このアンケート結果に出てきます。もとより、こうした各種アンケートにはいろいろな問題もありまして、アンケートや学力学習状況調査にも真剣に取り組んでくれない子どももおります。ですから、虚偽の申告や書かない子どももいるでしょうが、大半の子どもは真剣に受け止めるわけですので、これを4月や6月といった2か月ごとに問われたら、これは自分で自分を反省する機会には絶対なるであろうと思いますし、これを活用して各学校が家庭に向けて発信していけば、家庭学習時間の増加を促すことにはなると考えております。ただ家庭学習をやってくれば良いというわけではございませんで、先ほど申し上げた補習を、分からない子どもには分かるように、分かっている子どもにもさらに分かるように努力する。また、理解度によって子どもに一定のグループができますので、そのグループごとの理解度に応じて対応していけばよいと思っております。

こうしたことが、中学校の「授業改革元年」の取り組みでございます。本年度の学力学習状況調査も9月には公表されますが、一気に昨年と異なる数値が出てくるとは思っておりません。ただ、1年、2年と以上申し上げてきたことを徹底して繰り返していけば、間違いなく子どもの学力は定着していくと考えます。一方、小学校の校長に対しては、中学校で出てくるさまざまな課題のうち、学力の定着については、小学校の不十分さが大きく影響していると言っています。ですから、中学校には可能な限り学力の遅れを持ち越さない日々の取り組みが要請される。それから家庭学習の習慣についても、小学校でできていない子どもが中学生になったからといって一気にできるわけはございませんので、小学校のうちから十分に対応してもらいたいと申しております。

ただ、小学校では日々の授業、補習、宿題、点検というのはほぼ定着しております。それが中学校になるとなぜそのことができなくなるのか。それが発達段階とか、教科によって担任が異なるとかいうことだけにとどまらない問題があると私どもはみております。

ただ、学校と教育委員会とが個別にやりとりをしていてもいきませんので、この取り組みをさらに本物にするために、校長会、教頭会、市教育研究会の各教科部会の代表、それに私ども教育委員会の所課長が入りまして、今行政でやっている取り組み、現場での取り組みを相互に、行政と現場教員、校長会、教頭会が一緒になって検討して全体をまとめて提言をしていきたいと考えております。2年、3年これを地道に重ねていけば、必ず本市の子どもの学力は確実に向上していくと思っております。

最後になりますが、小学校は算数と国語、中学校は数学と国語でございませけれども、教科に限定

した加力、あるいは全国学力学習状況調査を想定した予備練習は、高知では一切しないということにしています。算数、数学が一番系統的な教科ですので、遅れを蓄積させてはならないということもございまして大変重要な教科です。国語についてよく言われますのは、言葉にかかわる力を身に付けていくわけですから、これがすべての教科の中で優先度を付けるとすれば最優先とすべき教科と言えます。簡単に申し上げれば、国語の力がなければ数学の文章問題を理解できないということもあるわけですから、ここはこれで大事ですけど、かといって数学、国語に特化して学力を付けようなどとは毛頭思っておりません。ですから、この左に書いておりますように国語、社会、数学、理科、英語すべてを全体的に進める中で、結果的に数学、算数、国語の学力も上がっていくということを願っているところでございます。

基盤は、不登校を生じさせない学校づくりで、その中で点数、数値至上主義になってはならない。そこら辺は十分に踏まえた取り組みをしてみたいと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、私どもが最も力を入れて取り組んでみたいところでございますので、あえて申し上げます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

このプロジェクトチームの10名ぐらいの先生方は、各学校に行って教職員と話し合われて計画を立てられるのですか。

学校教育課長

まずは、校長先生と十分に話し合います。その中で、その方針に応じて先生方と直接、やりとりをさせていただきます。その中で、例えば授業を見させていただいて助言、支援をさせていただく。あるいは、チームティーチングと一緒に授業をやっていこうという動きになるかも分かりません。そういう意味で、上からの押し付けではなくてあくまでも現場の支援ですね、改革、改善に乗り出していくということです。

吉川教育長

くどくなるのですが、ただ、これは県教委にもチームの代表にも言っていますが、先生方は大変ですね、私立学校へ3割が抜けるし、保護者は経済状況が苦しくてという言い方はするんですが、だからこれだけ点数が低くても、不登校の発生率が高くても仕方がないというような気持ちで入ったら、この改革は成りません。これが一つ。「俺らがお前らを変えちゃあよ、点検しちゃあよ、指導しちゃあよ」といったような姿勢で入ったら、この改革、改善は成らないので、そこは踏まえてほしいというふうにしっかりと申し上げております。ですから、言うべきことは言わせてもらいますが、支援も一杯するので共に変えていこうと。これに尽きると思います、この改革の成否は。

ただ、先の定例教育委員会では、中学校ごとにさまざまな新しい動きが出てきておりますので、それを表にしてお示しいたしますので、もう少し突っ込んだ論議ができると思います。

それから、教育委員の学校訪問で3校行かれるようになっております。そこをちょっと説明してください。

学校教育課長

先ほど申し上げましたように、中学校授業改革元年ということで教育委員の皆さまには、中学校の現状を見ていただきたいということで、3度の学校訪問を臨時に計画させていただきました。5月27日横浜中学校は定例の訪問で、私どもと合わせてご参加いただければと思います。潮江中学校につきましては臨時でございまして、日程調整案は三つだけでございますが、午前中のみの形とさせていただきます。愛宕中学校は都合がつかずに一つの案しかお示ししておりませんが、午前中だけのご参加となります。ご参加よろしく申し上げます。

溝渕委員

潮江は、この三つの日程案のうちからこれから選ばれるのですね。

学校教育課長

教育委員の皆さんが参加いただける方の多い日を選ばせていただきたいと思いますと考えております。

吉川教育長

本日は時間が足りませんでしたけれども、中学校授業改革元年の提案の基本的な考え方につきましては、ほぼ以上のようなことですので、このことをご了承いただきたいと思いますという意味の提案です。今日時点で何かご質問があればいただきたいと思いますと思います。

溝淵委員

学力に問題がない子どもたちもいますよね。その子たちも一緒に補習をするという計画ですか。

吉川教育長

それは必要ありませんね。ただ、先ほど申し上げたのですが、伸びる子がさらに伸びるということもある。ですから、教科書の内容が理解できておれば、発展として「これを調べてみたら」とか、「これをやってみたら」とかの助言をし、自由学習ノートみたいなのに書かせてやらせてみて、さらにほめて励ますということ、これはどこの学校でもやっていると思いますが、全部の子かと言われたら全部ではありません。宿題は全員に与えたほうがいいのですが、その中身は変えてというのがいいと思います。全体的には、共通した宿題を出して、学力が上の子と下の子がいますので、上の子にはこういう宿題、下の子にはこういう宿題というふうに。そこら辺は専門職ですので、学校は分かっていると思います。

山本委員

家庭学習がなかなか定着しないという理由として、家庭学習の仕方が分からないという子どもが多いのではないかと思うのですけれど、そこら辺についてはどうですか。

学校教育課長

私どもは、家庭学習の仕方が分からないという子どもに対して、家庭学習の手引きというものを各学校が作成して、その印刷代を学校に補助するという形で取り組みをさせていただいております。

ただ、今まではどちらかというと印刷したものをただ渡していたという傾向にとどまっておりました。今後は、その家庭学習の手引きを配布いたしまして、各学校にはもう少しきちんとした説明をしていただきたいと思いますという話をさせていただきました。そうした中で、宿題、点検という形で非常にいい動きが出てきておりました。例えば学習帳という1冊の本を作った学校がありますけれども、その学習帳をどのように使うかという話を校長先生が1時間説明された学校もございます。こういうふうに、家庭学習を出す以上は、どういうふうに与えるかという動きができておりますので、私どももそういうことを進んで学校のほうに広めていきたいと考えております。

西山委員

中学校の学力向上構想についての考え方は結構だと思いますし、ぜひ精力的に進めていってもらいたいというふうには考えております。

それから、これは父母等からも問い掛けがあると思うのですが、この中学校の学力向上については、しっかりやり直してもらおうのは結構だと。しかし、現在の基礎的なところを身に付けるべきであろう小学校4年までの段階で、何らかの改良点なり、そういったことがないのでしょうかという問い掛けがされたときに、何かお答えを用意されたほうがよいように思います。

例えば、小学校4年生までに対しては、山本委員からご指摘があったどうも家庭教育の仕方が分かっていないようなことに関しては、小学校低学年の段階から手を加えて、中学校に入ってから再びこのように力を入れてやらなくてもよいような態勢を作っていくというようなことをできるようにしたらいかがかという気がします。

学校教育課長

もうおっしゃる通りでございます。その部分はさらに分析をさせていただいた中で、何か提言なりができればというふうを考えております。今、こういうふうに行っているというような内容でお答えできればいいのですけれども、小学校では一応宿題を与える、点検する、放課後残すというのはできている状況です。おっしゃられるように、底上げという部分、それからあまり遅くまでは子どもた

ちを残せませんので、どうしても短い時間での補習といったことになりますので、まだまだ課題はございますけれども、そういった中でどんな手立てが打てるのかをもう一度事務局で話し合っていきたいというふうに考えております。ご提案ありがとうございました。

吉川教育長

確かに小学校の教科の遅れを中学校に持ち越して、分からないところにさらに分からない、例えば数学の問題が与えられ、全く分からないという図式は多少はあるのですが、C R Tの結果によっても、中学1年の学力レベルというのは全国平均よりちょっと下なのです。ところが、中2、中3と進むにつれ、徐々に下がっていく。それともう一つは、全国学力学習状況調査結果も、小学生は全国平均を上回っております。

それで、西山委員さんがおっしゃるのは正解です。正解ですが、中学校に指摘すべきは指摘させていただき、改善されるべきは改善を求めていくという、人的支援もすると言いつつ、小学校へは、中学校で生じる全ての問題が小学校で発生し、中学校で一気に噴出するという面はあるので、今も頑張っているだろうけれども、特に学力のことについては個人指導をしながらできるだけ残さないようにとは言ってはおります。

私が見ておって、小学校のほうにこれ以上頑張れとは言えないぐらいに頑張っています、小学校の教員は。これは高知市に限りませんが、家庭学習の習慣も小学校では宿題を出して、先生に出して赤丸を付けて、ご経験もおありだろうと思うのですが。それが中学校に行くと「あんた、きょうの宿題は」と聞いても「出てないもん」とか、「出したけど、見てくれんもん」とかいうようなところがありましてね。そうでない学校もありますし、そうでない教員も多くいますけれども、全体的な傾向としてはそうですから。中学校を丸ごと変えていく、そういう覚悟で臨まないといけないと思います。柔らかい言葉で言えば、本県、本市の公立中学校で学ぶ中学生はかわいそうです。それ以外に形容のしようがないんです。ここで反転攻勢をかけて、やっていきたいと思っております。10年後、20年後に、あのとき心を鬼にして頑張ってきたから、こう変わってきたというふうになってほしいと思っております。

溝渕委員

ほかの県でも部活をやっているのでしょうか。

吉川教育長

部活はやっています。

溝渕委員

7時半か、8時くらいまで。

吉川教育長

県外でも週1回休みというのはありますし、それともっと戦績がいいんです。だから、非科学的、非効率的と思えるのですよ。

溝渕委員

毎日7時半ごろまで部活があるらしいですね。

吉川教育長

それでも勉強をしますしね。

私学の影響はあります。私学へ3割も抜けるといえるのは、他の都市ではあまりないんですけれども。そういう条件の中でしか仕事はできませんでしょう。それから就学援助が3割を超える。ダブルでそういう状況というのは、そうはないのですけれども。全国一学校教育を取り巻く状況が厳しいかといえはそうではありません。こうなってくると誰が見ても原因がどこにあるかが分かります。教育委員会に一番責任がありますと言った上でのことですから。

それから、明後日こっちから働き掛けて、県教委の中澤教育長、次長と所課長と本市教育委員会の間でアスパルこうちでこの問題を協議することになっております。私が県にお願いしているのは、特に人的な支援でございます。市単で相当入れているが、30人学級も不満足だと言っています。中1の30人学級は全体19校のうちの4校。県は43パーセントと言っていますが、19分の4校というのは

おかしいでしょ、と申し上げております。中学校に特化した予算、加配教員を増やしてもらわないといけないと言っています。

山本委員

小中学校の先生同士の違いといいますか、お互いに検討する場はあるんですか。

学校教育課長

小中連携の日というのがございまして、相互に授業を見せ合う日を、1年間に1回ですけれども正式に取っています。現在は、もう少し校区ごとに増えてきておりまして、見せ合う内容も増えてきている状況にございます。それから、人事異動によりまして、小学校から中学校へ、中学校から小学校へといった例があり、特に今回は校長先生を小学校から中学校へ2名、中学校から小学校へ1名というふうな人事配置によりまして、その活性化を図ってきております。

吉川教育長

中学校に小学校の意欲的な校長を持ってきました。かなり変わってきております。

澤田委員長

人事異動によって、児童、生徒たちと毎日の学校生活を送る中で、どこに問題があるのかということが、自然に見えてくるというのは、本当に実感しております。そういう連携の日というのがあって、以前と比べてそういうのが明確に打ち出されてきているというのは感じますけれども、私の場合は中学校から小学校に行ったときに感じたのは、本当の意味での連携というのがあまりできていなかったということを感じてしまうわけです。議論をすることはあっても、それを体感するというところに問題があるというのが見えてくるというのを感じました。随分変わってきた、良い方向に変容してきたというのが言えるのではないかと思います。

吉川教育長

学校ごとの状況は、またご報告します。

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了いたします。市教委第22号「平成20年度高知市立中学校における学力向上構想について－『授業改革元年』の取り組み－」を、今後の本市学力向上対策の基本方針として承認することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第22号「平成20年度高知市立中学校における学力向上構想について－『授業改革元年』の取り組み－」の方針を承認することに決しました。

続いて、日程第5市教委第23号「学校給食調理業務の民間委託について」、事務局の説明を求めます。

舛田教育次長

所管課がまたがりますので、私のほうから学校給食調理業務の委託についてご説明させていただきます。学校給食調理業務の民間委託については、これまでも大きな方向性といったところでの説明もさせていただいてきたところがございますが、基本的な方針がおおむねできてきましたのでご説明させていただきます。構想案をご参照いただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず、上のほうの薄いグリーンのところ、民間委託を実施する理由というところがございますが、ここから順次、ポイントを絞りながら説明してまいります。学校給食調理業務を民間委託する理由、背景といたしましては、本市の未曾有の危機的な財政状況の中で、将来にわたる安定的な財政運営が求められておりまして、そのためには徹底したコスト削減と、できる限りの人員削減を強力に推進しなければならないという行政計画の方針の下でアウトソーシング推進計画を立てまして、平成21年度に施行、22年度に検証、23年度から検証結果を踏まえた対応ということで、民間委託を計画しているところです。

民間委託で学校給食がきちんと維持できるかということが最も重要なことであるのはもちろんで

ございますけれども、次に重要なことといたしまして、コスト比較がどうなるかということでございます。昨年までに学校給食調理業務受託の実績のある企業数社から、食数とか、業務日数等を実際に近い条件で見積りを取りましてコスト比較をいたしました。その結果、直営コストと民間委託の最低価格との差は1校当たり800万円くらいとなります。また、最高価格との差は200万円ということになっております。それから、他都市の委託の状況でございますけれども、中核市36市中44パーセント（平成19年8月現在）が実施しております。本市の考えといたしまして、他都市の調査でも同様ですが委託したことで学校給食の取り組みが後退することはないと考えております。

次に、委託の形態でございますが、委託の形態としては調理業務のみを民間に委託するものでございまして、献立の作成とか、食材の調達とか、調理場については現行のとおりでございます。学校栄養職員のところが委託と関係いたします。業務委託は、労働者派遣とは異なりますので、学校栄養職員が委託業者の調理員に直接、命令や指示をいたしますと、労働者派遣法に抵触する偽装請負ということになります。したがって、仕様書をかなり詳細に書き込んだ委託契約として、その仕様書に基づいた調理業務を行っているかどうかを学校栄養職員が確認するという形になります。

それから、合意形成のところでございますけれども、委託に向けた今後の進め方につきましては、本日の教育委員会で、学校給食調理業務を民間委託するという基本的な方針の意思決定をいただきましたら保護者、特に対象校保護者の方々ですとか、教職員、市職員労働組合に計画を説明し合意形成を図りながら21年度試行を目指したいと考えているところです。

詳細なスケジュールにつきましては、4月から7月にかけてまして試行校の決定と並行いたしまして、議会、関係者等への説明をする一方、試行校の調理場実態に即した委託業務仕様書を作成いたします。この仕様書づくりがなかなか大変でございまして、偽装請負にならないように、またこれまでの直営の衛生管理等が業者にしっかりと理解され、実行されるようにしなければなりません。その作業をしつつ8月には予算見積りを済ませまして、9月には予算議決をいただきたいと考えております。

なお、試行校については2校程度を考えております。対象校の規模は試行段階でございますので、児童数が1,000人に近い大規模校であるとか、50人に満たない小規模校ではなく、400人から600人程度の平均的な中規模校で実施するのが適当ではないかと考えております。10月からは、受託可能な業者をプロポーザル方式で選定いたしまして、12月には契約締結を行いたいと考えております。1月から3月までを委託業者の研修とか、現場での引き継ぎなど準備期間に充てたいと考えております。

委託業者の選定は、子どもたちに安全でおいしい給食を提供することが第一ですので、きちんとできる業者の選定が重要となります。業者選定にあたりましては受託可能な県内業者が少ないため、試行の段階については、県外の実績のある業者も選定の対象にしたいと考えております。また、検証の期間を設けておりますので、委託の業務評価や、委託の可否について有識者を入れての委員会のような組織を作りたいとも考えております。以上ご審議をよろしく願いいたします。

本日も審議いただきます内容は基本的な方針でございますので、より具体的な計画を固めていく過程で適宜ご説明させていただきます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

試行するときの業者の選定というのはどうするのですか。

舛田教育次長

試行と言いましても、これは本番と同じです。

溝渕委員

そうすると、選定委員会で選定しておいて、選定された業者に2校だけをとりあえず委託するということですか。

舛田教育次長

今のところ、それぞれ2校の業者については、選定を分けるつもりで進める予定としております。

試行というふうにはしておりますが、相手は子どもたちですので本番と同様な業者選定をして、間違いのないような形で契約して検証を1年間しまして、内容がどうであったか、委託を継続していくのかを判断しまして、できれば23年度から本格実施という形を採りたいと考えております。

溝渕委員

契約は何年間でするんですか。

舛田教育次長

他市の例では、2年間とか5年間とかが多いです。企業のほうも設備投資や人の手配がありますので、1年ごとに契約を切るといのはなかなかですので、3年くらいでどうかと考えておりますが、今後その辺につきましては、詳細に検討してまいりたいと思います。

総務課長

補足させていただきます。先ほど3年という話がございましたけれども、今のところ、アウトソーシング計画の中でお示ししている期間としては、平成21年度に試行に入って、22年度に検証して、23年度以降の今後の対応を考えるということで、実際の試行の契約期間としては21年度、22年度の2年間をまず考えています。その後の契約期間というのは、22年度の検証を踏まえて、また改めて考えさせていただきたいと思っております。業者の側から見ますと一定の安定した期間が、また発注する側から言っても業者が2年ごとに変わると、安全な委託という面でどうかということがありますので、ある程度の期間が必要ではないかと考えております。それでいきますと3年から5年くらいの期間というのも、あくまで検証結果を踏まえてですが、必要ではないかと考えております。

吉川教育長

委託は、当面2年間。1年目が終わった時点で、2年間継続する中で、1年間やったことを元に検証していきます。3年目から本格実施を目指したいとこちらは考えております。県外では、試行段階を踏まえてといのはなくて、いきなり本格実施に入るところが多いやに聞いているのですが、労使の協定、事前協議というのもあってここは大事にしたいと考えております。やっぱり試行段階はしっかり踏んでいこうと。

この表で理解しておいていただきたいのが、左の上の給食実施校として51校園あります。自校調理が小学校38校、中学校1校、親子という小学校で作ったものを中学校へ上げるのが3校あります。それに鏡学校給食センターで小学校2校、中学校2校、幼稚園1園。春野との合併もあって1日2万1,000食でやっているのですが、大きな課題として市として退職者不補充ということを決定しております。これは21年度から25年度の5年間で、中核市平均の市民130人当たり1人の職員となるよう削減計画を進めております。他の中核市でできていることなので高知市もできるという前提があるのですが、これは教育委員会も協力しないと目標の達成ができません、高知市が転覆してもいきませんので。

受託業者の課題を見ていただきとうございますが、これまで県内では学校給食調理の民間委託の例があまりないものでして、この右上に民間委託実施理由の2のほうですが、本年4月現在で中核市の50パーセントを超すと思われる市が先行して委託しているのですね、高知市よりも財政状況が良いところが。県内では、県立の特別支援学校5校、香南市、馬路村、安田町が、給食センターのところもありますけれども、調理業務の民間委託を先行して実施していますが、この程度しかありませんので、課題の欄にありますとおり県内には受託可能な業者が限定されております。今後、計画を出していつからこうやっていきますというのが表に出て行けば参入業者は増えてくると思いますが、それはまだできていないという状況で、一気に市場開拓ができていないという状況でございます。ですから21年度試行に際しては、県内業者に限定したいのですけれど、県外業者であっても市内に事業所を構えてもらい従業員は現地採用を優先してもらおうということになると思います。

私どもは安全確保を第一に考えなければいけませんので、物資は離しませんし、献立も作っていきます。きちっと仕様書も作りますけれども、単純な経費比較の競争入札で決定しますと、県外の大手が安価で取ってしまい提供されるサービスが不十分ということになっていきませんので、トータルとして今言ったことも含めてプロポーザル方式で業者選定することが望ましいと考えております。

それから、右の下から三つ目に委託業者選定委員会の設置というのがございますが、試行であっても今後のこともあり大事にしていきたいと思っておりますので、ここは外部の有識者や保護者を含めてしっかりしていきたいと思っています。

西山委員

欠員の状況にかかわっての質問になりますけれども、平成20年度の定数が134人で現員が112人で、22人足りないということですが、この定数の関係でこれはあくまで民間の場合の話なのですが、こうした欠員が発生したときは、調理方法を変えるだとかいろんな手立てを講じて、定員の数を減らさないと財政がもたないわけですからね。ですから、定員の変更をしながらしのいでいくというやり方なのですね。

欠員がこれだけ出ているということだけ、これは大変な問題でないかというふうな気がしますが、現在の定員が足りない状態で、どれだけ円滑な給食が提供されているのかという質問に対して十分なお答えができるかというのが一つと、あと民間に委託するというのは抜きにして、欠員に対して体制をどのようにされるのかということの2点ですが、お答えできる範囲で結構ですのでお願いします。

総務課長

まず、この定数ですけれども、文部科学省の方が調理を行うに当たって児童数に基づいて常勤の職員数というのを基準として示しております。それを各校の児童数から積み上げた人数が134人ということで、この134人の人数分は確保していく必要が、基本的にはあるかと思っております。それを目安に今後委託で、総時間数といいますか、人役数といいますか、その辺は確保していく必要はあろうかと考えます。基準として示されておりますのでその趣旨は踏まえていかなければならないということが一つです。

それから、今現在の欠員についてどう対応するかということですが、現時点では臨時職員での対応で当面いかにざるを得ないというふうに考えております。今のところハローワークですとか、調理員さんからの紹介ですとかいろいろの方法で人を募集しています。

西山委員

それで定員を満たしていくというお答えになるわけですね。

溝渕委員

文部科学省は、定数を何人ごとぐらいに考えているのですか。機械とか、調理器具とか、熱量とかいっぱい発達しているのに、10年以上も前からの人数のままというのは不合理ですね。

吉川教育長

何年前かに、堺市でO-157が発生して死亡者が出て損害賠償を求められたということがあったんですが、聞いてみますと九州のほうでもあった、いたいけな小中学生、まだ体が未成熟な子どもにとって体の血肉となる学校給食は、これは安全でなければならない。O-157の事件以降、学校の衛生基準というのがもの凄く厳しくなっておりまして、汚染区域、非汚染区域を明確にしてやっているということもあってですね。時代の流れもあって効率化を求められて機械化していく中、省力化されているとは思いますが、文部科学省は変えないですね。国が何か言われたときに、指導しているが現場の取り組みが不足しているので起きたんだという言い逃れに使うのではないかという、うがった見方をせざるを得ないところがあります。

溝渕委員

けれど、電子レンジがあるときとないときの人数じゃ全然違いますよね…。

澤田委員長

ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第23号「学校給食調理業務の民間委託について」は、学校給食調理業務を民間委託するとの方針を承認することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 23 号「学校給食調理業務の民間委託について」の方針を承認することに決しました。

次に報告事項です。

まず、新堀小学校・追手前小学校・市教委との打ち合わせ会について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、新堀小学校・追手前小学校・市教委との打ち合わせ会について、ご説明申し上げます。4月23日水曜日にお手元の打ち合わせ会名簿にありますように会がありました。新堀小学校、追手前小学校それぞれPTA、地域の方々を含めて6名ずつの参加を依頼して、追手前小学校に1名のご欠席がございましたが、会が開かれました。

あとは合併統合案という資料で説明させていただきます。教育長、岡村次長、総務課長から統合合併案の内容についてご説明させていただきました。真ん中に新校設置に向けた協議として今回の会でございますが、毎月1回程度開催し両校関係者と市教委で新校設置に向けた具体的な協議を行う予定でございます。その右横には経過説明がございますが、追手前小学校の存続を考える会から市議会への陳情が不採択とされまして、また将来に向けて安全で安心して学べる学校として整備していくことが重要であり、限られた財源の中で両校の施設整備は難しいという内容でございました。上の方に、安全で教育内容の充実した魅力あふれる学校の新設とはどういうものかというイメージ図でございます。新校の学校規模は児童数415名、学級数は特別支援学級を除き14学級、教員数は21名を予想しております。それぞれの児童数、学級数の推移は、一番下に20年度から26年度までの推移を載せていただき、統合小学校の合計学級数も載せさせていただいているところでございます。

次に、新しい学校に重点的な人的配置をさせていただきたいという説明をさせていただきました。それは黄色の枠で囲んだ下側、加配、教員補助員の増配置、カウンセラーの派遣、学習チューターの派遣、学校図書館担当教員の配置、また新校準備教頭あるいは図書館司書の配置、市の単独指導員の配置など相当手厚い人的配置を行うことをご説明申し上げます。そして、施設改修スケジュールとしまして、施設面につきましては、20年度に耐震補強工事と空調設置工事を、22年度からは大規模改造としてプールのリフレッシュを図ります。そしてバリアフリーのためトイレの全面改修やエレベーター設置もやっていくということを申し上げたところでございます。

そうしたご説明の中で、新堀小学校の関係者から出された主な意見がございますけれども、二つの学校が一つになれば足し算のように人的な配置があるのかという質問がありました。これについては、校長が2名、教頭が2名ということにはなりませんので、定数配置によって配置されるが、先ほど申し上げたように市として全力で支援する教員の配置をさせていただくという回答をいたしました。

また、新堀小学校は体育館の改修をした際に、そこで相当な騒音が出たということで工事に伴う騒音を心配されるご意見が出されました。今後行う工事については、夏季休業中などの長期休業中にできるだけ対応して、防音対策も万全にしたいという回答をさせていただきました。

また、英語教育に関して、22年度に特区が終わるが、その後はどうするのかというご質問がございまして、この統合小学校をモデル校的にしたいということで継続配置をしたいという答えをさせていただきました。同じく、新堀小学校の方からこういった合併は、高知市全体の流れの一つとして受け止めなければならないというような意見もいただいたところです。どちらかということ新堀小学校側からは、新しい学校に向けた内容の質問が多かったと考えております。

一方、追手前小学校ですが、追手前小学校の特色、良さをどのように評価してもらっているのか、それから5月25日の新聞報道から1年も経ってない中で、本心を言うとまだ納得できる状況ではないが、話し合いの場には着いて議論はしたいというご意見が出されました。まだまだ、納得は仕切れていないものの、席に着いて協議はしていきたいというご発言は多かったように思います。次に向けては、ぜひ両校の特色を挙げていただき、ソフト面から考えていただきたい、そういったソフト面の充実の中で、追手前小学校の伝統が取り入れられる内容にさせていただきたいということで、今回はそ

の内容確認をいたしたところです。

第1回目の会は、全体的には大きな混乱もなく和やかな雰囲気の中で意見交換が行われましたが、新堀小学校と追手前小学校の意識の違いは少しはっきりしたというふうに考えております。次回は5月8日に予定しておりまして、両校の特色ある取り組みを学校長から発表していただくとともに、検討課題として右下にありますようにスポーツ少年団や、体育会、子ども会など各種団体の組織について現状や今後のあり方、それから追手前小学校は子どもの居場所づくりというのを独自に開いておりますので、こういった計画ができるのかといった内容について、協議を行う予定をしております。

簡単でございますが、以上でご説明を終わります。

吉川教育長

追手前小学校の新堀小学校との統合問題で今後の最大の課題は、学校名でございます。新堀小学校側は新堀小学校で良いと、追手前小学校側は統合となれば犠牲を払っての新校となるのだから、それではいけないといった状況ととらえております。次回の会はその話をテーマにしないと言っておりますが、3回目にはその話に入るかもわかりません。市教委としては、「なお、校名、校歌、校章についても皆さん方でご協議願いたいと考えており、この件について私どもの考えを提案することは控えさせていただき、皆さん方の協議によってしかるべき決定をしていただければありがたいと思う」と言っております。

また、報告します。

澤田委員長

次に、放課後児童クラブ待機児童解消対策について、事務局から説明をお願いします。

青少年課長

お手元に配布しました資料と新聞記事のコピーをご覧ください。現在の高知市の放課後児童クラブは、それぞれに定員が決められておりまして、その定員と運用基準に基づきましてクラブの開設数を決めております。この基準に基づいてクラブを開設しますが、毎年この基準どおりでクラブを開設いたしますと必ず、待機児童というものが発生いたします。現在の基準は、平成13年度から運用してきているものですが、平成13年度以降も例年70名程度の待機児童は発生してきております。そんな状況の中で、今年度当初に、旭東小学校と介良潮見台小学校の保護者の皆さんから、待機児童の受け入れについて強い要望がございました。

それも踏まえた上で、何らかの解決策がないかということで、各学校の空き教室の状況でありますとか、可能な対応策を検討いたしましたところ、その資料の中段以降に本年度における待機児童の解消対策ということで三つの方法を考えました。まあ、完全な解決にはなっていないのですが、1、2名の待機児童につきましては、必ず退会者が出ますので、1、2名であれば早期に入会できるのではないかと考えます。それから2番目の方法は、基準に基づいたクラブで、部屋の広さは十分にあるにもかかわらず、件数だけが少なくなると入れなくなったというところがありますが、そこについては部屋が準備されておりますので、入会が可能ではないかと。3番目の方策といたしましては、学校に空き教室が、多目的室など使用可能な部屋があるのではないかとということで、各学校に無理を言って調査させていただきました。その中で一時的に利用できる部屋があるということでお返事いただいた学校が7校あります。

そして、一旦は今年の早い時期に、今年の待機児童については入会させようということで方針決定したものです。早い学校につきましては、明日5月1日から受け入れが可能ないように準備が整っております。それ以外の学校につきましては、施設整備等が必要ですので施設に若干手を入れて、5月上旬から中旬には入会が可能ないように対応をしているところです。これに伴いまして、臨時の指導員を配置する必要がございますので、費用負担が発生いたします。まだ、これは概算でございますので正確な数字にはならないかと思っておりますけれども、ここにお示しするような費用負担が発生するのではないかと考えております。

それで、ほとんど人件費になってまいりますので、財政当局と協議をいたしまして、9月又は12月で補正予算をお願いできないかということで検討を進めております。この案件に関しまして、明日

一部庁議を開催していただいて市としての意思決定をしていく予定としております。以上、簡単でございますが説明させていただきました。

吉川教育長

通常はそういう形ではなくて、一部庁議を開いてそこで了承してもらって積み上げていくんですが、ちょっとこれは時間的な余裕がないので、上から話を詰めていくという形を取らせていただき、確認のために一部庁議を開くことになっております。

待機児童ゼロを標榜しており、これは懸案でした。市長も公約に出しておられたようですので、保護者の方々には喜んでいただけるのではないかと思います。

澤田委員長

それでは、この件は終わらせていただきます。

では、最後に、感染性胃腸炎（ノロウイルス）の集団発生事例について、事務局から説明をお願いします。

学事課長

もう、新聞報道等でもご存じのことと思いますが、4月11日金曜日に起きました泉野小学校における感染性胃腸炎の発生につきましてご報告申し上げます。

まず、感染の状況ですが、4月11日金曜日に児童60名、教員2名が欠席いたしまして、そのほとんど嘔吐下痢症又は感染性胃腸炎と診断されました。その後も学校に登校したものの中から早退者が20名という状況でございました。午前11時に学事課に報告がございまして、学事課から保健所のほうに連絡をいたしました。保健所は、食中毒と感染症の両面から調査を開始いたしました。

次に、患者の状況及び検査結果についてですが、入院患者は幸いなことにごさませんでした。全員治癒に向かっております。そして、給食が始まっていない1年生を含む6名の児童の検便を実施したところ、全員からノロウイルスが検出されました。それも、高濃度のノロウイルスということで、2次感染の可能性が懸念されました。さらに食中毒の疑いもあるということから、7名の給食調理従事者に対しまして検便を実施いたしました。7名全員ノロウイルスは検出されませんでした。

このような検査結果を踏まえまして原因についてですが、原因はノロウイルスによるもので、感染経路は不明ということでしたが、給食を食べていない1年生からノロウイルスが検出されたこと、そして給食調理従事者7名全員からノロウイルスが検出されなかったということで、学校給食における食中毒の可能性は極めて低いという見解をいただいております。

なお、学校の対応につきましては、その下に日を追って書いておりますけれども、学校と教育委員会とが協力しながら、かなりきちんとした対応ができたのではないかと考えているところでございます。細かい対応については割愛させていただきます。

最後に、その他になりますが、この事例を受けまして4月14日に全市立学校に対しまして、手洗いの徹底した励行や、嘔吐物、下痢便等の始末を適切に行う内容の注意喚起の通知分を発送しました。それから、泉野小学校は4月19日に参観日を予定しておりましたが、その延期を4月17日に決定し保護者に通知いたしました。なお、この日の参観日にはPTA総会も予定しておったのですが、5月10日に行う予定と聞いております。

その後の欠席者の状況ですが、4月11日には欠席者が60名おりましたが、12日、13日の土日の休みの後、14日の全体の欠席者が25名、うち感染症による者が21名となっております。2日の休みを挟みましてかなり下がってきております。15日には感染症と思われる者が13名、その後も減ってきております。そして今日の時点では感染症による者が1名ということで、ほぼ収束したものと思っております。

なお、ノロウイルスは症状が回復しても、排菌が2週間程度続く、場合によっては1か月程度続くということで、このように感染症による欠席は減ってきておりますが、この辺りは想定範囲内であると考えます。

溝渕委員

家族の方たちは全然罹ってないのですか。学校に来ている生徒だけですか。

学事課長

家族の方について聞き取り調査はしておりませんが、おそらく罹ったのではないかと思うのですが、この泉野小学校に限らず、ぼつぼついるようです。

澤田委員長

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時51分